

民商で労働保険に加入できます

職士の皆さん

労働保険の加入は

労働保険事務組合新津民商で行っています

労働保険には労災保険と雇用保険があり、従業員を一人でも使用する事業主は、どのような職種でもすべて加入の手続きをしなければなりません。
労働保険事務組合新津民商に事務委託した場合、事業主およびその家族従業員も労災保険に加入することができます(特別加入制度)。又、事業主の方の事務処理が軽減され、労働保険の額にかわりなく年3回の分割納付ができます。

「労災保険未加入事業主」に対する

費用徴収制度が強化されています

平成十七年十一月より労災保険未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されています。
事業主が労災保険の加入手続きを怠っていた期間中に事故が発生した場合、さかのぼって保険料を徴収する他に、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主から徴収することとなっています。

費用徴収の実施例

「A社で従業員が、労災事故が原因で死亡し、遺族に労災保険から遺族補償一時金が支払われた。」

以前から加入手続きの指導を受けていたにもかかわらず未加入の場合「故意」と認定され、100%の金額が費用徴収されます。

それにより遺族補償一時金の額(10,000円(労働者の賃金日額)×1000日分)×100%=10,000,000円を事業主は支払わなければなりません。

「重大な過失」の認定時は40%の支払となります。

労災保険とは

労働者が業務上の事由または通勤によって、負傷したり病気に見舞われたり死亡された場合に、労働者や遺族の方に必要な給付を行います。傷病が治癒するまでの治療費・入院費等が無料になる療養給付や、休業し賃金を受けない日の第4日目から支給される休業給付があります。
保険料は全額事業主負担となります。
事業主・家族従業者も労災に加入できる特別加入制度・一人親方があります。 ※下記枠内

雇用保険とは

加入した従業員が失業した際に、求職活動を行う求職者に給付を行う制度です(失業保険)。求職者給付は、被保険者であった期間・年齢などによってことなり、日額給付の90日から360日分が支払われます。その他、各種の給付金・助成金があります。
保険料は事業主負担と従業員負担があります。

特別加入制度

民商に事務を委託し、年間100日以上労働者を使用している場合、事業主・家族従事者が労災に加入できます。

保険料は、給付基礎日額・業種により異なります。建設業で給付基礎日額5000円の場合年間20,075円の保険料です。

一人親方制度

労働者を使用しない場合でも民商の建築部会に加入し、一人親方として労災に加入できます。給付基礎日額5000円の場合の保険料は年間34,675円です。

建築業だけでなく、

ダンス・その他運送業の設立も予定しています。

詳細や加入希望は民商まで。

新津民主商工会

新潟市秋葉区岡田94

0250-23-1353